那霸市公報

第1417号

毎月2回 1,15日発行 発 行 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部総務課

目 次

那覇市規則第42号

平成17年8月1日 公 布 済

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則

那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第8項第9号中「こと」の次に「(経営企画室の分掌事務に属するものを 除く。)」を加える。

第6条第1項中第17号を第20号とし、第16号を第19号とし、第15号の次に次の3号を加える。

- (16) 土地開発公社の経営の健全化に関する計画の進行管理に関すること。
- (17) 土地開発公社の保有土地のうち本市が公用又は公共用に供することを予定しているもの以外の土地の取得に関すること。
- (18) 本市が取得した前号の土地の管理及び処分の総合調整に関すること。 別表経営企画部の項を次のように改める。

経営企画部	経営企画室	那覇軍港総合対策室
		土地開発公社健全化推進
		室
	情報政策課	

付 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

告示

那覇市告示第41号 平成17年8月1日 掲 示 済

平成17年(2005年)8月那覇市議会臨時会の招集について

平成17年(2005年)8月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成17年8月10日(水)
- 2 招集の場所 那覇市議会議場
- 3 付議事件名
 - (1) 平成 1 7 年度那覇市一般会計補正予算 (第 2 号)
 - (2) 平成 1 7 年度那覇市下水道事業会計補正予算(第2号)
 - (3) 専決処分の報告について(平成17年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)
 - (4) 専決処分の報告について(車輌物損事故)
 - (5) 専決処分の報告について(那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定)

病院管理規程

那覇市病院管理規程第10号 平成 17年8月8日 公 布 済

那覇市立病院診療規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者 市立病院長 與儀實津夫

那覇市立病院診療規程の一部を改正する規程

那覇市立病院診療規程(平成15年那覇市病院管理規程第31号)の一部を次のよう に改正する。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、急病センターにおける診療の申込みは、受診の都度 診療申込書(第1号様式の2)を管理者に提出しなければならない。 第1号様式を次のように改める。

第1号様式

診療 申込書

太終	限内の	み記入	してくた	さい。							尹	爾市	立症	院
患者都	号					申	込生	₽月	日	平成	年	月	E	3
ふりか	がな						性	男・	生年	明・大	・昭・平	年	月	日
氏	名						別	女	月 日					
住	所	自宅 - 連絡先 職場 -												
保護		氏名 (患者との関係)												
連絡		住所						(電記	舌	-)
1 内科 8 泌尿	受診される科を で囲んでください。 1 内科 2 精神科 3 小児科 4 外科 5 整形外科 6 脳神経外科 7 皮膚科 8 泌尿器科 9 産婦人科 10 眼科 11 耳鼻いんこう科 12 リハビリテーション科 13 放射線科 14 麻酔科 15 歯科口腔外科													

第1号様式の次に次の様式を加える。

第1号様式の2

診療申込書

那覇市立病院急病センター

太線内のみ記入してください。

平成 患者番号 申込年月日 年 月 日 生 ふりがな 性男 年 明・大・昭・平 年 月 日 別女月 氏 名 日 自宅 住 所 連絡先 職場 保護者 氏名 (患者との関係 又は (電話 連絡先 住所 受診される科を で囲んでください。 1内科 2小児科 3外科 4整形外科 5その他()

第3号様式中「1 太線の中を記入の上、診察券及び保険証を添えて、入院当日 3番入院受付窓口にお出しください」を「1 太線の中を記入の上、診察券及び保 険証を添えて、入院当日に入院受付窓口にお出しください」に改める。

付 則 この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第30号

平成17年8月2日 掲 示 済

在外選挙人名簿登録者の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の11の規定に基づき、次の 者を在外選挙人名簿から登録を抹消した。

> 那覇市選挙管理委員会 委員長 大 城 勝 夫

氏 名	抹消年月日	抹消の理由
當間洋子	平成 1 7年 8 月 2 日	国内に住民票が作成された 日後4ケ月を経過

那覇市選挙管理委員会告示第31号

平成 1 7 年 8 月 1 5 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第2項の規定により、平成1 7年9月3日(土)から同年9月7日(水)まで縦覧に供する選挙人名簿に登録し た者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

> 那覇市選挙管理委員会 委員長 大 城 勝 夫

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階

那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第32号 平成17年8月15日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により平成17年9月3日から平成17年9月7日までに縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会 委員長 大 城 勝 夫

縦覧の場所

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘刈庁舎2階 那覇市選挙管理委員会事務局